平成２３年（フ）第２４号
千葉県茂原市真名210番地　真名団地118号
債務者　江澤　雄一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
千葉県木更津市請西南２丁目15番地８
債務者　石井　　清
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３９号
千葉県木更津市桜井新町４丁目４番地４　萱野貸家Ｂ棟
債務者　山口　由美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１００号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬1634番地２
債務者　海野　莉加（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１０８号
長野県松本市深志３丁目５番16号
債務者　宮沢ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７６１号
岐阜県海津市南濃町境1336―13、住民票上の住所岐阜市菅原町３丁目13番地
債務者　山崎　武代
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
岐阜市岩田西１丁目517番地
債務者　佐溝　光男
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６８号
岐阜県羽島郡岐南町徳田１丁目50番地
債務者　青木　明彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
岐阜県羽島市小熊町外粟野3600番地１
債務者　日比野　裕
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０４号
岐阜県本巣郡北方町柱本南２丁目112番地
債務者　浅野　孝司
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５６号
大津市浜大津３丁目10番３―902号　ハイツ浜大津、前住所大津市京町４丁目５番９―301号
債務者　吉田　和生
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６１号
大津市大平２丁目２番30号　シャトル石山Ｂ206
債務者　田上　祐治
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６３号
滋賀県野洲市永原1061番地２シティハイム102号室、住民票上の住所滋賀県野洲市永原1061番地１
債務者　藤田　　幸
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
滋賀県野洲市三上1902番地59
債務者　村井　岳志
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７９号
滋賀県高島市今津町岸脇492番地、前住所滋賀県高島市安曇川町西万木1106番地３
債務者　松岡　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９２号
大津市北大路２丁目15番２号
債務者　中村　縫丞
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
滋賀県湖南市下田2727番地
債務者　羽生　千草
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
兵庫県姫路市東今宿６丁目12番34号オアシスやまなＢ101号
債務者　関　　春見
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部